

子育て世帯及び住民税非課税世帯への臨時特別給付について

1. 主旨

令和3年11月19日に国が閣議決定をした「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「(仮称)子育て世帯に対する給付」を実施するとともに、生活・暮らしの支援を行う観点から、「(仮称)住民税非課税世帯に対する給付金」を支給する。

なお、国が示す給付事業のうち、下記「2.(1)」の事業について、先行して実施する。

2. 国が示す給付事業の概要

(1)(仮称)子育て世帯に対する給付

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

扶養親族等が児童2名と年収103万円以下の配偶者の場合の目安

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)(以下「子育て世帯への臨時特別給付金」という。)

子ども1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。

(仮称)子育て世帯に対する給付のうち、5万円相当のクーポンを基本とした給付
上記に加え、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、子ども1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付(地方自治体の実情に応じて、現金給付も可)を行う。

(2)(仮称)住民税非課税世帯に対する給付金

住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。

3. 「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象者

(1)令和3年9月分の児童手当の支給を受けている方で、児童手当所得制限額未満の方【A】

扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収の目安が約960万円未満

(2)基準日(令和3年9月30日)において区に在住しており、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童を養育する方で、児童手当所得制限額未満の方【B】

(3)令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方で、

児童手当所得制限額未満の方【C】

4. 「(仮称)子育て世帯に対する給付」のうち、5万円相当のクーポンを基本とした給付及び「(仮称)住民税非課税世帯に対する給付金」
国からの通知が発出され次第、速やかに事務を進める。
5. 区における「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象世帯数
57,000世帯(見込) 支給対象児童数 85,573名(見込)
(内訳)上記【A】の方 43,800世帯(見込)
上記【B】の方 16,300世帯(見込)
上記【C】の方 3,600世帯(見込)
(内訳【B】【C】に該当する世帯には、【A】に該当する世帯が含まれるため、
合計世帯数は一致しない。
6. 「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給額等及び事務経費
(1) 支給額 4,278,650千円(見込) *全額国庫補助(10/10)
児童1人につき 5万円
(2) 事務経費 135,975千円(見込) *全額国庫補助(10/10)
7. 「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給方法
上記【A】【C】の支給対象者は、新たな申請書の提出は必要なく、受給者の児童手当振込口座に振り込む。ただし、区内に居住する公務員については、申請書等の提出が必要となる。
上記【B】の支給対象者は、申請書等の提出が必要となる。ただし、弟妹が【A】の支給対象児童となっている支給対象者については、申請書の提出は必要ない。
8. 「子育て世帯への臨時特別給付金」予算額
4,414,625千円(見込)
必要額を令和3年第4回定例会(第6次補正予算)に提案する。
9. 「子育て世帯への臨時特別給付金」に係る今後のスケジュール(予定)
令和3年12月3日 区ホームページに給付事業の概要を掲載
12月中旬 【A】の支給対象者へ案内通知等の送付、
受領拒否申出者への届書送付
12月下旬 【A】の支給対象者へ支給
【B】及び【A】のうち公務員である支給対象者へ案内通知等
の送付、随時申請受付、審査、支給
【C】の支給対象者については、児童手当の認定に併せ、随時、
案内通知等の送付、受領拒否申出者への届書送付、支給
令和4年 2月末 【B】及び【A】のうち公務員である支給対象者の申請期限